

平成31年4月15日宣告 裁判所書記官 岸智子

平成30年(わ)第292号, 第609号, 第864号, 第1137号, 第1624号,
第1947号

判 決

本 籍

住 居 千葉市

職 業

Y1

昭和62年 月 日生

本 籍

住 居

職 業

Y2

平成3年 月 日生

本 籍

住 居 沖縄県宜野湾市

職 業

Y3

昭和60年 月 日生

本 籍

住 居

職 業

Y4

昭和61年 月 日生

上記4名に対する各詐欺, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
違反(以下「組織犯罪処罰法」という。)被告事件について, 当裁判所は, 検察官重本

みき並びに被告人 Y1 の私選弁護士坂口靖、被告人 Y2 の国選弁護士湯浅恭吉、被告人 Y3 の私選弁護士榎本初雄及び被告人 Y4 の私選弁護士中山雅雄各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人 Y1 を懲役6年、被告人 Y2 を懲役6年6月、被告人 Y3 を懲役8年、被告人 Y4 を懲役5年6月に処する。
未決勾留日数中、被告人 Y1 に対しては310日を、被告人 Y2 に対しては270日を、被告人 Y3 に対しては280日を、被告人 Y4 に対しては270日を、それぞれその刑に算入する。

被告人 Y1 , 被告人 Y2 , 被告人 Y3 及び被告人 Y4 から連帯して金973万3708円(当該金973万3708円は犯罪被害財産の価額)を追徴する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人 Y1 , 被告人 Y2 , 被告人 Y3 及び被告人 Y4 は, A , B , C , D 及び氏名不詳者らと共謀の上、宝くじ当せん金受取のための保証金等の名目で現金をだまし取るとともに、その現金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を偽装しようと考え、

1 平成29年8月下旬頃から同年10月18日までの間、千葉市

において、E (当時49歳)に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 E をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表1記載のとおり、同年9月21日午前10時57分頃から同年10月

1 8 日午後 3 時 4 6 分頃までの間、同人に、岐阜県安八郡安八町

日本郵便株式会社結郵便局ほか 2 か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された F 名義の通常貯金口座ほか 4 口座に現金合計 9 3 6 万 5 0 0 0 円を振込入金させ（平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日付け起訴状記載の公訴事実第 1）,

2 平成 2 9 年 9 月 2 6 日から平成 3 0 年 1 月 1 5 日までの間、前記

において、 G （当時 5 0 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金等の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 G をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 2 記載のとおり、平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日午後零時 2 分頃から平成 3 0 年 1 月 1 5 日午後 1 時 1 5 分頃までの間、同人に、愛知県丹羽郡扶桑町 日本郵便株式会社扶桑郵便局ほか 3 か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された H 名義の通常貯金口座ほか 4 口座に現金合計 8 6 4 万円を振込入金させ（平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日付け起訴状記載の公訴事実第 2）,

3 平成 2 9 年 1 0 月上旬頃から同年 1 2 月 2 3 日までの間、前記

において、 I （当時 5 7 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 I をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 3 記載のとおり、同月 6 日午後 6 時 4 4 分頃から同月 2 3 日午後 4 時 2 9 分頃までの間、同人に、群馬県沼田市 日本郵便株式会社沼田郵便局において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された H 名義の通常貯金口座

ほか1口座に現金合計154万円を振込入金させ（平成30年10月12日付け起訴状記載の公訴事実第1）,

4 平成29年10月7日から同月24日までの間、前記

において、 J （当時57歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 J をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表4記載のとおり、同月15日午前11時11分頃から同月24日午後零時36分頃までの間、同人に、大分市

日本郵便株式会社大分東郵便局ほか2か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された K 名義の通常貯金口座ほか3口座に現金合計485万3000円を振込入金させ（平成30年11月29日付け起訴状記載の公訴事実第3）,

5 平成29年10月24日から同年11月2日までの間、前記

において、 L （当時56歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した預貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 L をしてその旨誤信させ、よって、同日午後1時59分頃、同人に、名古屋市

株式会社中京銀行楠町支店において、被告人らが実質的に管理する株式会社みずほ銀行四日市支店に開設された M 名義の普通預金口座に現金5万円を振込入金させ（平成30年3月7日付け起訴状記載の公訴事実第1【同年12月27日付け訴因等変更請求書により訴因変更】）,

6 平成29年11月24日から同年12月23日までの間、前記

において、 N （当時60歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、

被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 N をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 5 記載のとおり、同月 5 日午後 4 時 16 分頃から同月 23 日午後 5 時 45 分頃までの間、同人に、神戸市 日本郵便株式会社神戸上沢郵便局ほか 1 か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された J

名義の通常貯金口座ほか 1 口座に現金合計 286 万 4854 円を振込入金させ（平成 30 年 7 月 27 日付け起訴状記載の公訴事実第 2 【同年 12 月 27 日付け訴因等変更請求書により訴因変更】）,

7 平成 29 年 11 月 24 日から平成 30 年 1 月 17 日までの間、前記

において、 O （当時 56 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金等の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 O をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 6 記載のとおり、平成 29 年 12 月 9 日午後 1 時 59 分頃から平成 30 年 1 月 17 日午前 11 時 8 分頃までの間、同人に、岡山県総社市 日本郵便株式会社総社郵便局ほか 6 か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された前記 J 名義の通常貯金口座ほか 4 口座に現金合計 950 万 4000 円を振込入金させ（平成 30 年 11 月 29 日付け起訴状記載の公訴事実第 4）,

8 平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 1 月 19 日までの間、前記

において、 P （当時 64 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言

い、前記 P をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 7 記載のとおり、平成 29 年 12 月 4 日午前 10 時 48 分頃から平成 30 年 1 月 19 日午後 2 時 33 分頃までの間、同人に、岡山市 中国銀行株式会社 清輝橋支店ほか 6 か所において、被告人らが実質的に管理する株式会社 ゆうちょ銀行に開設された前記 J 名義の通常貯金口座ほか 4 口座に現金合計 132 万 3000 円を振込入金させ（平成 30 年 11 月 29 日付け起訴状記載の公訴事実第 5）,

9 平成 29 年 11 月 29 日から同年 12 月 9 日までの間、前記

において、Q（当時 44 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 Q をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 8 記載のとおり、同月 7 日午後 6 時 10 分頃から同月 9 日午前 11 時 44 分頃までの間、同人に、長崎県諫早市

日本郵便株式会社諫早郵便局において、被告人らが実質的に管理する株式会社 ゆうちょ銀行に開設された前記 H 名義の通常貯金口座に現金 143 万円を振込入金させ（平成 30 年 7 月 27 日付け起訴状記載の公訴事実第 1 【同年 12 月 27 日付け訴因等変更請求書により訴因変更】）,

10 平成 29 年 12 月 1 日から同月 24 日までの間、前記

において、R（当時 70 歳）に対し、複数回にわたり、電話で、真実は、宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い、被告人らが指定した預貯金口座に宝くじ当せん金受取のための保証金の名目で現金を振り込めば、宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い、前記 R をしてその旨誤信させ、よって、別紙一覧表 9 記載のとおり、同月 11 日午前 11 時 18 分頃から同月 24 日午後 3 時 17 分頃までの間、同人に、富山県高岡市

日本郵便株式会社高岡郵便局において、被告人らが実質的に管

理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された S 名義の通常貯金口座ほか2口座に現金合計80万円を振込入金させ（平成30年3月7日付け起訴状記載の公訴事実第2，同年5月2日付け起訴状記載の公訴事実第1ないし第4【いずれも同年12月27日付け訴因等変更請求書により訴因変更】），

11 平成29年12月3日から平成30年1月18日までの間，前記

において， T （当時53歳）に対し，複数回にわたり，電話で，真実は，宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い，被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金等の名目で現金を振り込めば，宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い，前記 T をしてその旨誤信させ，よって，別紙一覧表10記載のとおり，平成29年12月8日午後4時20分頃から平成30年1月18日午後2時31分頃までの間，同人に，愛知県東海市 日本郵便株式会社東海泡池郵便局ほか1か所において，被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された U 名義の通常貯金口座ほか3口座に現金合計447万6000円を振込入金させ（平成30年10月12日付け起訴状記載の公訴事実第2），

12 同年1月6日から同月22日までの間，前記 にお

いて， V （当時38歳）に対し，複数回にわたり，電話で，真実は，宝くじ当せん金を支払う意思がないのにこれあるように装い，被告人らが指定した貯金口座に宝くじ当せん金受取のための不正防止金等の名目で現金を振り込めば，宝くじ当せん金を受け取ることができる旨うそを言い，前記 V をしてその旨誤信させ，よって，別紙一覧表11記載のとおり，同月14日午前11時49分頃から同月22日午前9時32分頃までの間，同人に，香川県丸亀市 日本郵便株式会社フジグラン丸亀内郵便局ほか1か所において，被告人らが実質的に管理する株式会社ゆうちょ銀行に開設された

W 名義の通常貯金口座（番号56169051）ほか3口座に現金合計

360万円を振込入金させ（平成30年6月13日付け起訴状記載の公訴事実【同年12月27日付け訴因等変更請求書により訴因変更】），もって人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。

（証拠の標目）〔甲乙に付記した数字は、被告人毎に作成された証拠等関係カード記載の検察官請求証拠の番号である。以下、被告人 Y1 について「Y1」、被告人 Y2 について「Y2」、被告人 Y3 について「Y3」、被告人 Y4 について「Y4」ということ、被告人4名について「被告人ら」と表記することがある。〕

被告人全員に共通のもの

判示全部の事実

- ・ 被告人らの当公判廷における各供述（ただし、弁論併合後のもの）
- ・ Y1の警察官調書謄本（乙55【Y1及びY3については不同意部分を除く】、乙58【Y3については不同意部分を除く】、乙61、乙62【Y3については不同意部分を除く】及び乙67【Y3については不同意部分を除く】）、Y4の警察官調書謄本（乙59、乙64【Y1については不同意部分を除く】及び乙66【Y1及びY2については不同意部分を除く】）、Y2の検察官調書謄本（乙60【Y1及びY3については不同意部分を除く】）、Y3の検察官調書（乙68【Y1及びY3については不同意部分を除く】）
- ・ 捜査報告書謄本（甲193ないし甲195）

判示1の事実

- ・ Y3の警察官調書（乙34）、Y1の警察官調書（乙35）、Y4の警察官調書（乙36【Y2及びY3については不同意部分を除く】）、Y2の警察官調書（乙37【Y1については不同意部分を除く】）、Dの警察官調書謄本（甲162）
- ・ Eの警察官調書（甲161）
- ・ 捜査報告書（甲156ないし甲160）

判示2の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙38), Y1の警察官調書(乙39), Y4の警察官調書(乙40【Y1については不同意部分を除く】), Y2の警察官調書(乙42), Cの警察官調書謄本(甲169)
- ・ Gの警察官調書(甲168)
- ・ 捜査報告書(甲163ないし甲167)

判示4の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙43), Y1の警察官調書(乙44), Y4の警察官調書(乙45【Y1, Y2及びY3については不同意部分を除く】), Y2の警察官調書(乙46)
- ・ Jの警察官調書(甲175)
- ・ 捜査報告書(甲170ないし甲174)

判示5及び10の事実

- ・ 第1回公判調書中の被告人らの各供述部分

判示7の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙47), Y1の警察官調書(乙48), Y4の警察官調書(乙49), Y2の警察官調書(乙50) Dの警察官調書謄本(甲181)
- ・ Oの警察官調書(甲180)
- ・ 捜査報告書(甲176ないし甲179)

判示8の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙51), Y1の警察官調書(乙52【Y2については不同意部分を除く】), Y4の警察官調書(乙53【Y2及びY3については不同意部分を除く】), Y2の警察官調書(乙54), Cの警察官調書謄本(甲188)
- ・ Pの警察官調書(甲187)

- ・ 捜査報告書（甲 1 8 2 ないし甲 1 8 6）

被告人 Y1 に関するもの

判示 3 及び 1 1 の事実

- ・ Y1 の第 4 回公判における供述
- ・ Y1 の検察官調書（乙 1 5 ないし乙 1 7）、Y4 の検察官調書（甲 1 5 3 及び甲 1 5 4 【いずれも不同意部分を除く】）

判示 3 の事実

- ・ Y1 の警察官調書（乙 1 1 及び乙 1 2）、Y2 の警察官調書謄本（甲 1 2 9 【不同意部分を除く】、甲 1 3 0 及び甲 1 3 1）、Y3 の警察官調書謄本（甲 1 3 2 及び甲 1 3 3）、Y4 の警察官調書謄本（甲 1 3 4 【不同意部分を除く】）、C の警察官調書謄本（甲 1 3 5）、D の警察官調書謄本（甲 1 3 6）
- ・ I の警察官調書（甲 1 2 4 及び甲 1 2 5）
- ・ 捜査報告書（甲 1 2 2、甲 1 2 3、甲 1 2 6 ないし甲 1 2 8）、

判示 5、6、9、10 及び 12 の事実

- ・ Y3 の警察官調書謄本（甲 9 7 【抄本】）、Y4 の警察官調書謄本（甲 9 9 【抄本】）、D の警察官調書謄本（甲 9 4 【抄本】）
- ・ W の警察官調書謄本（甲 8 5）、a の警察官調書謄本（甲 8 7）、J の警察官調書謄本（甲 1 1 1）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 8 8 及び甲 9 1）

判示 5 及び 10 の事実

- ・ Y1 の検察官調書謄本（乙 6）及び警察官調書謄本（乙 4 及び乙 5）、Y3 の検察官調書謄本（甲 6 6）、Y4 の検察官調書謄本（甲 6 8 及び甲 7 8 【抄本】）及び警察官調書謄本（甲 7 4 【抄本】、甲 7 6 及び甲 7 7 【抄本】）、C の警察官調書謄本（甲 5 0、甲 5 1 及び甲 6 2 【抄本】）、D の警察官調書謄本（甲 5 2）
- ・ b の警察官調書謄本（甲 3 6）、c の警察官調書謄本（甲 5 5）、

d の警察官調書謄本（甲 5 8）

- ・ 捜査差押調書謄本（甲 1 5）、捜査報告書謄本（甲 1 6 ないし甲 1 8、甲 2 0、甲 2 1、甲 2 3、甲 2 6、甲 3 1、甲 3 5、甲 3 7、甲 3 8、甲 4 2、甲 4 4、甲 4 5 及び甲 5 6）、写真撮影報告書謄本（甲 1 9）、捜査関係事項照会回答書謄本（甲 3 9 及び甲 4 0）、検証調書謄本（甲 4 1）

判示 5 及び 1 0 別紙一覧表 9 番号 1 の事実

- ・ Y2 の検察官調書謄本（甲 6 4 【抄本】）、Y3 の検察官調書謄本（甲 6 5 【抄本】）、Y4 の検察官調書謄本（甲 6 7 【抄本】）
- ・ M の警察官調書謄本（甲 7 及び甲 8）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 9）

判示 5 の事実

- ・ L の警察官調書謄本（甲 1）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 2、甲 3、甲 6、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 7、甲 2 9 及び甲 3 0）、捜査関係事項照会回答書謄本（甲 4 及び甲 5）

判示 6 及び 9 の事実

- ・ Y1 の第 2 回公判調書中の供述部分
- ・ C の警察官調書謄本（甲 1 1 3 【抄本】）

判示 6 の事実

- ・ Y3 の警察官調書謄本（甲 1 1 6 及び甲 1 1 7）、Y4 の警察官調書謄本（甲 1 1 9 【抄本】）
- ・ N の警察官調書（甲 1 0 6）
- ・ 捜査報告書（甲 1 0 7 ないし甲 1 1 0、甲 1 2 0）

判示 9 の事実

- ・ Y1 の検察官調書（乙 8）及び警察官調書（乙 9 及び乙 1 0）、Y2 の検察官調書謄本（甲 1 1 4）、Y3 の検察官調書謄本（甲 1 1 5）、Y4 の警察官調書謄本（甲 1 1 8 【抄本】）、D の警察官調書謄本（甲 1 1 2）

- ・ Q の警察官調書（甲 1 0 0 及び甲 1 0 1）
- ・ 捜査報告書（甲 1 0 2 ないし甲 1 0 5）

判示 1 0 の事実

- ・ Y3 の警察官調書謄本（甲 7 1 【抄本】 及び甲 7 3）， C の警察官調書謄本（甲 6 3）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 2 5， 甲 2 8， 甲 3 2 ないし甲 3 4， 甲 4 3）

判示 1 0 別紙一覧表 9 番号 1， 3 ないし 5 の事実

- ・ R の警察官調書謄本（甲 5 7）

判示 1 0 別紙一覧表 9 番号 1 の事実

- ・ R の警察官調書謄本（甲 1 0）， S の警察官調書謄本（甲 1 4）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 1 2）， 捜査関係事項照会回答書謄本（甲 1 3）

判示 1 0 別紙一覧表 9 番号 2 ないし 5 の事実

- ・ D の警察官調書謄本（甲 6 1）

判示 1 0 別紙一覧表 9 番号 2， 4 及び 5 の事実

- ・ U の警察官調書謄本（甲 5 4）

判示 1 0 別紙一覧表 9 番号 2 の事実

- ・ R の警察官調書謄本（甲 5 3）

判示 1 1 の事実

- ・ Y1 の警察官調書（乙 1 3）， Y2 の警察官調書謄本（甲 1 4 5 及び甲 1 4 6 【不同意部分を除く】）， Y3 の警察官調書謄本（甲 1 4 7 及び甲 1 4 8）， Y4 の警察官調書謄本（甲 1 4 9 【不同意部分を除く】）， C の警察官調書謄本（甲 1 5 0）， D の警察官調書謄本（甲 1 5 1 及び甲 1 5 2）
- ・ T の警察官調書（甲 1 3 9）， H の警察官調書謄本（甲 1 4 2）
- ・ 捜査報告書（甲 1 3 7， 甲 1 3 8， 甲 1 4 0， 甲 1 4 1， 甲 1 4 3 及び甲 1 4 4）

判示 1 2 の事実

- ・ Y1 の第 3 回公判調書中の供述部分
- ・ Y1 の警察官調書 (乙 7), Y2 の警察官調書謄本 (甲 9 5 【抄本】), Y3 の警察官調書謄本 (甲 9 6 【抄本】), Y4 の警察官調書謄本 (甲 9 8), C の警察官調書謄本 (甲 9 3 【抄本】)
- ・ V の警察官調書謄本 (甲 8 0), P の警察官調書謄本 (甲 8 6)
- ・ 捜査報告書謄本 (甲 8 1 ないし甲 8 4, 甲 1 2 1)

被告人 Y2, Y3 及び Y4 に共通のもの

判示全部の事実

- ・ Y4 の警察官調書謄本 (乙 4 1 【Y2 については不同意部分を除く】), 乙 6 3 及び乙 6 5 【Y2 については不同意部分を除く】)

被告人 Y2 及び Y4 に共通のもの

判示 3, 5, 6 及び 9 ないし 1 2 の事実

- ・ Y1 の検察官調書謄本 (甲 1 4 0 及び甲 1 4 1)

判示 3 及び 1 1 の事実

- ・ Y2 及び Y4 の第 3 回公判における供述
- ・ Y4 の検察官調書謄本 (乙 3 2 【Y2 の不同意部分を除く】 及び乙 3 3), Y1 の検察官調書謄本 (甲 1 4 2)

判示 3 の事実

- ・ Y2 の警察官調書 (乙 2 5 ないし乙 2 7), Y4 の警察官調書 (乙 2 8 【Y2 の不同意部分を除く】), Y1 の警察官調書謄本 (甲 1 1 9 及び甲 1 2 0), Y3 の警察官調書謄本 (甲 1 2 1 及び甲 1 2 2), C の警察官調書謄本 (甲 1 2 3), D の警察官調書謄本 (甲 1 2 4)
- ・ I の警察官調書謄本 (甲 1 1 4 及び甲 1 1 5)
- ・ 捜査報告書謄本 (甲 1 1 2, 甲 1 1 3, 甲 1 1 6 ないし甲 1 1 8)

判示 5, 6, 9, 1 0 及び 1 2 の事実

- ・ Y4 の警察官調書 (乙 2 1), Y3 の警察官調書謄本 (甲 9 0 【抄本】), D

の警察官調書謄本（甲 8 7）

- ・ W の警察官調書謄本（甲 7 8）， a の警察官調書謄本（甲 8 0），
J の警察官調書謄本（甲 1 0 2）
- ・ 捜査報告書（甲 8 1，甲 8 4 及び甲 8 5）

判示 5 及び 1 0 の事実

- ・ Y4 の検察官調書（乙 8 及び乙 1 8）及び警察官調書（乙 1 3，乙 1 5 及び乙 1 6），Y3 の検察官調書（甲 6 5）及び警察官調書（甲 7 0），Y1 の検察官調書（甲 6 8）及び警察官調書（甲 6 6 及び甲 6 7），C の警察官調書謄本（甲 5 0，甲 5 1 及び甲 6 2），D の警察官調書謄本（甲 5 2）
- ・ b の警察官調書（甲 3 6），c の警察官調書（甲 5 5），d の警察官調書謄本（甲 5 8）
- ・ 搜索差押調書謄本（甲 1 5），捜査報告書（甲 1 6 ないし甲 1 8，甲 2 0，甲 2 1，甲 2 3，甲 2 6，甲 3 1，甲 3 5，甲 3 7，甲 3 8，甲 4 2，甲 4 4，甲 4 5 及び甲 5 6），写真撮影報告書謄本（甲 1 9），捜査関係事項照会回答書謄本（甲 3 9 及び甲 4 0），検証調書謄本（甲 4 1）

判示 5 及び 1 0 別紙一覧表 9 番号 1 の事実

- ・ Y2 の検察官調書（乙 2），Y4 の検察官調書（乙 7），Y3 の検察官調書（甲 6 4）
- ・ M の警察官調書謄本（甲 7 及び甲 8）
- ・ 捜査報告書（甲 9）

判示 5 の事実

- ・ L の警察官調書（甲 1）
- ・ 捜査報告書（甲 2，甲 3，甲 6，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 7，甲 2 9 及び甲 3 0），
捜査関係事項照会回答書謄本（甲 4 及び甲 5）

判示 6，9 及び 1 2 の事実

- ・ Y2，Y4 の第 2 回公判調書中の供述部分

判示6及び9の事実

- ・ C の警察官調書謄本（甲104）

判示6の事実

- ・ Y4の警察官調書（乙24）、Y3の警察官調書謄本（甲109及び甲110）
- ・ N の警察官調書謄本（甲97）
- ・ 捜査報告書謄本（甲98ないし甲101、甲111）

判示9の事実

- ・ Y2の検察官調書（乙22）、Y4の警察官調書（乙23）、Y1の検察官調書謄本（甲105）及び警察官調書謄本（甲106及び甲107）、Y3の検察官調書謄本（甲108）、D の警察官調書謄本（甲103）
- ・ Q の警察官調書謄本（甲91及び甲92）
- ・ 捜査報告書謄本（甲93ないし甲96）

判示10の事実

- ・ Y3の警察官調書（甲69及び甲71）、C の警察官調書謄本（甲63）
- ・ 捜査報告書（甲25、甲28、甲32ないし甲34、甲43【謄本】）

判示10別紙一覧表9番号1、3ないし5の事実

- ・ R の警察官調書（甲57）

判示10別紙一覧表9番号2ないし5の事実

- ・ D の警察官調書謄本（甲61）

判示10別紙一覧表9番号2、4及び5の事実

- ・ U の警察官調書（甲54）

判示10別紙一覧表9番号1の事実

- ・ R の警察官調書（甲10）、S の警察官調書（甲14）
- ・ 捜査報告書（甲11及び甲12）、捜査関係事項照会回答書謄本（甲13）

判示10別紙一覧表9番号2の事実

- ・ R の警察官調書（甲53）

判示10別紙一覧表9番号3の事実

- ・ 捜査報告書謄本（甲59）

判示10別紙一覧表9番号4の事実

- ・ 捜査報告書謄本（甲60）

判示11の事実

- ・ Y2の警察官調書（乙29及び乙30）、Y4の警察官調書（乙31【Y2の不同意部分を除く】）、Y1の警察官調書謄本（甲133及び甲134）、Y3の警察官調書謄本（甲135及び甲136）、Cの警察官調書謄本（甲137）、Dの警察官調書謄本（甲138及び甲139）
- ・ Tの警察官調書謄本（甲127）、Hの警察官調書謄本（甲130）
- ・ 捜査報告書謄本（甲125、甲126、甲128、甲129、甲131、甲132及び甲143）

判示12の事実

- ・ Y2の警察官調書（乙19）、Y4の警察官調書（乙20）、Y1の警察官調書謄本（甲88）、Y3の警察官調書謄本（甲89及び甲90【抄本】）、Cの警察官調書謄本（甲86）
- ・ Vの警察官調書（甲72）、Pの警察官調書謄本（甲79）
- ・ 捜査報告書（甲73、甲74ないし甲77）

被告人Y3に関するもの

判示3及び11の事実

- ・ Y3の第3回公判における供述
- ・ Y1の検察官調書謄本（甲150ないし甲152【いずれも不同意部分を除く】）、Y4の検察官調書謄本（甲153【不同意部分を除く】）及び甲154）

判示3の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙13及び乙14), Y1の警察官調書謄本(甲126及び甲127), Y2の警察官調書謄本(甲128ないし甲130), Y4の警察官調書謄本(甲131【不同意部分を除く】), Cの警察官調書謄本(甲132), Dの警察官調書謄本(甲133)
- ・ 捜査報告書謄本(甲119, 甲120, 甲123ないし甲125)

判示5, 6, 9, 10及び12の事実

- ・ Y3の警察官調書(乙9), Y4の警察官調書謄本(甲96), Dの警察官調書謄本(甲93)
- ・ Wの警察官調書謄本(甲84), aの警察官調書謄本(甲86), Jの警察官調書謄本(甲109)
- ・ 捜査報告書謄本(甲87, 甲90及び甲91)

判示5及び10の事実

- ・ Y3の警察官調書謄本(乙6), Y4の検察官調書謄本(甲66, 甲76及び甲77【抄本】)及び警察官調書謄本(甲72, 甲74及び甲75), Y1の検察官調書謄本(甲69)及び警察官調書謄本(甲68), Cの警察官調書謄本(甲50及び甲51), Dの警察官調書謄本(甲52)
- ・ bの警察官調書謄本(甲36), cの警察官調書謄本(甲55), dの警察官調書謄本(甲58)
- ・ 捜査差押調書謄本(甲15), 捜査報告書謄本(甲16ないし甲18, 甲20, 甲21, 甲23, 甲26, 甲31, 甲35, 甲37, 甲38, 甲42, 甲44及び甲45), 写真撮影報告書謄本(甲19), 捜査関係事項照会回答書謄本(甲39及び甲40), 検証調書謄本(甲41)

判示5及び10別紙一覧表9番号1の事実

- ・ Y2の検察官調書謄本(甲64), Y4の検察官調書謄本(甲65)
- ・ Mの警察官調書謄本(甲7及び甲8)
- ・ 捜査報告書謄本(甲9)

判示5の事実

- ・ L の警察官調書謄本（甲1）
- ・ 捜査報告書謄本（甲2，甲3及び甲6），捜査関係事項照会回答書謄本（甲4及び甲5）

判示6，9及び12の事実

- ・ Y3の第2回公判調書中の供述部分

判示6及び9の事実

- ・ C の警察官調書謄本（甲111）

判示6の事実

- ・ Y3の警察官調書（乙11及び乙12），Y4の警察官調書謄本（甲117【抄本】）
- ・ N の警察官調書謄本（甲104）
- ・ 捜査報告書謄本（甲105ないし甲108，甲118）

判示9の事実

- ・ Y3の検察官調書（乙10），Y1の検察官調書謄本（甲114【抄本】）及び警察官調書謄本（甲112【抄本】及び甲113），Y2の検察官調書謄本（甲115），Y4の警察官調書謄本（甲116【抄本】） D の警察官調書謄本（甲110）
- ・ Q の警察官調書謄本（甲98及び甲99）
- ・ 捜査報告書謄本（甲100ないし甲103）

判示10の事実

- ・ Y3の警察官調書謄本（乙5及び乙7）， C の警察官調書謄本（甲63）
- ・ 捜査報告書謄本（甲11，甲25，甲28，甲32ないし甲34，甲43）

判示10別紙一覧表9番号1，3ないし5の事実

- ・ R の警察官調書謄本（甲57）

判示10別紙一覧表9番号1

- ・ R の警察官調書謄本（甲10）、 S の警察官調書謄本（甲14）
- ・ 捜査報告書謄本（甲12）、捜査関係事項照会回答書謄本（甲13）

判示10別紙一覧表9番号2ないし5

- ・ D の警察官調書謄本（甲61）

判示10別紙一覧表9番号2、4及び5の事実

- ・ U の警察官調書謄本（甲54）

判示10別紙一覧表9番号2の事実

- ・ R の警察官調書謄本（甲53）

判示10別紙一覧表9番号3の事実

- ・ 捜査報告書謄本（甲59）

判示10別紙一覧表9番号4の事実

- ・ 捜査報告書謄本（甲60）

判示11の事実

- ・ Y3の警察官調書（乙15及び乙16）、Y1の警察官調書謄本（甲142及び甲143）、Y2の警察官調書謄本（甲144及び甲145）、Y4の警察官調書謄本（甲146【不同意部分を除く】）、Cの警察官調書謄本（甲147）、Dの警察官調書謄本（甲148及び甲149）
- ・ Tの警察官調書謄本（甲136）、Hの警察官調書謄本（甲139）
- ・ 捜査報告書謄本（甲134、甲135、甲137、甲138、甲140及び甲141）

判示12の事実

- ・ Y3の警察官調書（乙8）、Y1の警察官調書謄本（甲94）、Y2の警察官調書謄本（甲95）、Y4の警察官調書謄本（甲97【抄本】）、Cの警察官調書謄本（甲92）、Dの警察官調書謄本（甲93）
- ・ Vの警察官調書謄本（甲78）、Pの警察官調書謄本（甲85）

- ・ 捜査報告書謄本（甲 79 ないし 甲 83）

（事実認定の補足説明）

被告人 Y1 の弁護人は、判示 12 の事実につき、Y1 は、平成 30 年 1 月に本件詐欺グループを脱退し、以後、詐欺及び犯罪収益の取得の仮装の実行行為に関与せず、報酬も得ていなかったから、これらの共謀はない、Y1 名義で借りていたマンションを詐欺等の拠点（アジト）として使用させていた点で、幫助犯が成立するにとどまると主張しているが、当裁判所は、Y1 につき、詐欺等の幫助犯ではなく、共同正犯が成立すると判断したことから、以下その理由を説明する。

確かに、弁護人が指摘するとおり、本件詐欺等の拠点に存在した平成 30 年 1 月分の売上表に Y1 が詐欺の掛け子として活動したことを示す記載はなく、同月当時の詐欺の進捗状況に係るホワイトボードの記載にも、Y1 の同活動を示すような記載は見当たらない。しかし、売上表やホワイトボードには、詐欺の掛け子を行った者の名前は記載されているものの、本件詐欺グループに属するが、掛け子を行っていない上位者と見られる者の名前は記載されておらず、売上表やホワイトボードに Y1 の記載がないことは、Y1 が平成 30 年 1 月の時点では詐欺等の実行行為を分担していなかったことを示すに過ぎず、詐欺への関与を直ちに否定するものではない。むしろ、Y1 は、平成 29 年 12 月までは、詐欺の掛け子の役割を果たしていたのはもとより、量刑の理由で後述するとおり拠点の「代表」あるいは「副代表」という掛け子の中で責任ある立場を担い（Y1 は公判廷において副代表という役職はなかったなどと述べるが、他の被告人らの供述によればその役職の存在及び Y1 がそれを担っていた事実は優に認定でき、信用できない。）、平成 30 年 1 月以降も、詐欺を行う上で必要不可欠な掛け子の拠点を使用する名義を継続して提供し、そればかりか、同所への出入りを続け、その公判廷での供述によれば、捜査機関の摘発を受けた場合には拠点の賃借名義人である自身が対応するつもりであったとして、かような危険を他の共犯者らではなく自らが担う意向であったというのである上、同月以降新たに掛け子の拠点として使用する予定であったマンションにも出向き、購入したホワイトボードや防音材等を

搬入するなどして拠点の整備も行っていたのである。そうすると、Y1は、平成30年1月以降、詐欺の電話を掛けるなどのことはしておらず、掛け子の固定給を受け取っていなかったとしても、本件詐欺グループに所属し、詐欺の犯行を遂行するのに必要かつ重要な役割を果たしていたことは明らかであって、本件詐欺グループへの関与の形態が変わった面はあったにせよ、詐欺等の共同正犯から離脱し幫助犯が成立するにとどまるというほどにまでその関与の程度が弱まったものとは評価できない。この点Y1は、公判廷において、平成30年1月以降本件詐欺グループから抜けることは、上位者にも了承されていたなどと述べるが、そもそもグループを抜ける条件であったとされる新たな掛け子の確保ができておらず、上位者が了承していたとは考え難い上、上記のと通りの平成30年1月以降も含めたY1の関与や、Y1が他の掛け子らに本件詐欺グループの上役になる旨を述べていたことなどからすれば、既に検討したとおり、同月以降も、本件詐欺グループから離脱したとはいえず、従前と変わらず、共同正犯が成立するものと評価されて然るべきである。よって、判示12の事実につき、判示のとおり認定した。

(法令の適用)

被告人らの判示1別紙一覧表1の各番号、判示2別紙一覧表2の各番号、判示3別紙一覧表3の各番号、判示4別紙一覧表4の各番号、判示5、判示6別紙一覧表5の各番号、判示7別紙一覧表6の各番号、判示8別紙一覧表7の各番号、判示9別紙一覧表8の各番号、判示10別紙一覧表9の各番号、判示11別紙一覧表10の各番号、判示12別紙一覧表11各番号の所為のうち、各詐欺の点は、いずれも刑法60条、246条1項に、犯罪収益の取得の仮装の点は、包括して刑法60条、組織犯罪処罰法10条1項前段に該当するが、各詐欺と犯罪収益の取得の仮装は、1個の行為が2個の罪名に触れる場合であり、刑法54条1項前段、10条により結局以上を一罪として刑及び犯情の最も重い判示8別紙一覧表7番号9の詐欺の罪の刑で処断することとし、その刑期の範囲内で被告人Y1を懲役6年、同Y2を懲役6年6月、同Y3を懲役8年、同Y4を懲役5年6月に処し、刑法21条を適用して未決勾留日数中、

被告人 Y1 に対しては 310 日を、同 Y2 に対しては 270 日を、同 Y3 に対しては 280 日を、同 Y4 に対しては 270 日を、それぞれその刑に算入し、判示各詐欺の犯行により被告人らが得た現金合計 6041 万 5854 円は組織犯罪処罰法 13 条 1 項 1 号の犯罪収益（これらはいずれも犯罪被害財産）に該当するが、混和等により没収することが相当でないと認められるので、同法 16 条 2 項、1 項本文、13 条 3 項 2 号により、その価額のうち金 973 万 3708 円を被告人らから連帯して追徴することとし（なお、判示各詐欺の犯行により被告人らが得た現金合計全額が犯罪収益であると認められるが、検察官は本件に係る追徴保全命令の追徴保全額である 973 万 3708 円分に限って追徴すべきとの求刑をしており、当裁判所としてもこれを相当と認め、上記のと通りの価額を追徴することとしたものである。）、被告人 Y2 及び同 Y4 について、各訴訟費用につき、いずれも刑訴法 181 条 1 項ただし書を適用して被告人 Y2 及び同 Y4 に負担させないこととする。

（量刑の理由）

1 本件は、首謀者と目される A（以下「A」という。）及びその懐刀とみられる B（以下「B」という。）を筆頭に、被告人らが、少年である他の共犯者らと共謀の上、被害者 12 名に対し複数回にわたり電話を掛け、宝くじやその余剰金の配分について委託を受けている会社であるなどと名乗り、宝くじやその余剰金を受け取る抽選に当選した、それらの金を受け取るには保証金等が必要であるなどと虚偽の事実を申し向けてその旨誤信させ、他人名義の口座に金銭を振り込ませたという詐欺及び犯罪収益の取得につき事実を仮装したという組織犯罪処罰法違反の事案である。

2 まず本件犯行全体の情状について検討すると、本件犯行のスキームは、被告人らが上位者によって用意された詐欺等の拠点においてトークマニュアルや名簿に基づき電話を掛け、虚偽の宝くじ等の当選話を言葉巧みに被害者らに信じ込ませ、何度も現金をだまし取るというものであり、しかも、被害者には、まず別の被害者の口座に詐欺金を振り込ませ、振込先となった別の被害者には、その金が過去の高額当選者か

らのカンパ金等であり更に別の被害者の口座に振り込む必要があるなどとだますことを繰り返し、複数の被害者らの口座を経由させるなどすることで、最終的に被告人らが実質的に管理する口座に入金させて詐取金を手中に収めるというものであって、被害者らの利欲心をあおりそこに生じた隙に付け込み、のみならず被害者を犯罪収益の取得を仮装するための道具としても利用するなど、非常に巧妙なものであり、全体として、組織的かつ職業的で、高い計画性に基づく、極めて悪質な犯行である。そして、本件の被害額は、起訴分をみても約6000万円余りとかなり多額であり、結果も重い。現段階では後記のとおりそれに比してわずかな被害弁償しかなされておらず、被害者らが厳しい被害感情を抱くのも当然である。

3 次に被告人らの個別の犯情について検討する。

まず被告人Y3についてみると、Y3は、平成27年6月頃、以前一緒に詐欺をしていたAから言われて本件詐欺グループに参加することになり、詐欺の掛け子をするとともに、拠点を本件犯行場所に移した平成28年11月頃から平成29年12月末頃までは、上位者からの指示を受けてアジトを仕切り、他の掛け子らへの指示も出す代表の役割を果たし、起訴された事実の期間だけでも、代表としての役職手当も含め少なくとも1000万円を超える報酬を得ており、被告人ら4名の中で最も長く代表を務めていたものである。また、Aの求めによるとはいえ、同人が本件詐欺等を統括管理する拠点として使用していた部屋を賃借する名義を提供するなどの寄与もしている。この点、被告人Y3の弁護人は、Y3はAが怖くて致し方なく詐欺を継続していたなどと主張するが、相当期間代表としての役割を果たし、上記のとおり高額報酬を得ていたことや、上位者から高級車の購入代金の一部を受け取っていたことなどの事情を考えると、結局は利欲目的で犯行を継続したとみるほかなく、その意思決定に酌むべき事情はないというべきである。

次に被告人Y1は、平成27年11月頃同郷のBに誘われて本件詐欺グループに参加し、詐欺の掛け子をするとともに、上記のとおり平成28年11月頃に被告人Y3に代わるまで拠点の代表を務め、その後は平成29年12月末頃まで副代表として

代表を支え、起訴された事実の期間だけでも、役職手当も含め1000万円程度の高額な報酬を得ていた。このほか、詐欺等の拠点である本件犯行場所はY1の名義により賃借されたもので、Y1の供述によれば、捜査機関の摘発を受けた場合には名義人として対応する意向であったというのであり、Y1は、そのような危険を引き受けるという寄与をしていたものである。

被告人Y4は、平成29年3月頃、以前一緒に詐欺をしていたAに誘われ、本件詐欺グループに参加して詐欺の掛け子をし、起訴された事実の期間だけでも1000万円程度の高額な報酬を得るとともに、時にはAらや代表らによる月例会にも参加し、平成30年1月以降は被告人Y3に代わり代表を務めることになっていた。

被告人Y2は、当時働いていた飲食店で客として来ていたAやBに誘われ、平成29年3月頃から本件詐欺グループに参加して詐欺の掛け子をし、起訴された事実の期間だけでも1000万円程度の高額な報酬を得るとともに、平成30年1月以降は被告人Y1に代わり副代表を務めることになっていた。

4 以上を踏まえて、被告人らの刑事責任を検討すると、被告人らは、いずれも詐欺の掛け子として犯行に関与した者であるが、掛け子グループ内には拠点を仕切る代表とこれを補佐する副代表が定められていたところ、その上には更に上位者がおり、あくまで上位者の指名により役職者が決められていたこと、役職者も同様に掛け子を行っていたこと、平成30年1月以降も含めると被告人らはいずれもこれらの役職のいずれかを務める予定になっていたことを考慮しても、役職者が拠点の中では共犯者らに指示を出すなどしていたことや、役職手当も支給されていたことなどからすると、これらの役職の有無やその期間は、相当期間これらの役職を務めていた被告人Y3及び同Y1の刑事責任を評価するに当たってはそれなりに意味があるものといえる。加えて、本件詐欺グループに参加していた期間について、同Y3及び同Y1が長い一方、同Y4及び同Y2は比較的短いこと、上位者であるAらとの関係や本件詐欺グループへの参加の経緯について、同Y3及び同Y4は以前Aらとしていた詐欺の経験者であることもあり上位者とより強いつながりがある一方、同Y1及び同Y2は、詐欺

の経験の浅い者として関与するに至ったという経緯があり、特に同 Y2 は上位者とのつながりが弱いこと、その他上記 3 にみた各事情なども併せて考えると、被告人 4 名の犯情としての刑事責任は上位者より軽く、その中では、被告人 Y3 の刑事責任が最も重く、その他被告人 3 名の中では、同 Y1 及び同 Y4 がやや重く、同 Y2 はやや軽いものと位置付けるべきであるが、犯行後の事情として、同 Y4 及び同 Y1 は、捜査の早期の段階で上位者である A や B の関与について供述するなどし、その結果として同人らが逮捕されるに至ったと窺われ、本件事案の全容解明や組織の壊滅に大きく寄与したものと評価でき、このことは、これら被告人の反省の真摯さを表すとともに、この種事案の撲滅の社会的要請の強さや一般予防の観点からしても、両名の刑事責任を相当程度減少させる要素として十分に酌むべき事情であるといえ、この点も勘案した刑事責任としては、両名のそれは Y2 よりも軽いものと評価するのが相当である。

以上の事情のほか、被告人 Y3 については、事実関係を認めるとともに、時期的に遅めではあるものの、上位者の関与について供述し、反省の情を示していること、前科がないこと、被害者らに対し合計 200 万円弱の被害弁償を行っていること、妻が公判廷において社会復帰後の更生に協力する旨を述べていることなどを考慮し、被告人 Y1 については、事実関係を概ね認め、上記のとおり反省の情を示していること、前科がないこと、被害者らに対し合計 150 万円の被害弁償を行っていること、家族が社会復帰後の更生に協力する旨の上申書を提出していることを考慮し、被告人 Y4 については、事実関係を認め、上記のとおり反省の情を示していること、前科がないこと、被害者らに対し合計 15 万円の被害弁償を行っていること、家族が公判廷において社会復帰後の更生に協力する旨を述べていることなどを考慮し、被告人 Y2 については、事実関係を認め、反省の情を示していること、罰金前科以外に前科がないこと、家族が公判廷において社会復帰後の更生に協力する旨を述べていることなどを考慮したが、これら被告人らそれぞれにとって有利な事情を最大限考慮しても、上記にみた本件の犯情及び被告人らの刑事責任からすると、主文の刑は免れないものと判断し

た。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑：被告人 Y1 につき懲役 7 年，同 Y2 につき懲役 8 年，同 Y3 につき懲役 10 年，同 Y4 につき懲役 6 年 6 月。被告人らにつき金 9 7 3 万 3 7 0 8 円（当該金 9 7 3 万 3 7 0 8 円は犯罪被害財産）追徴)

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

千葉地方裁判所刑事第 2 部

裁判長裁判官

坂田威一郎

裁判官

大野 洋

裁判官

本田真理子